

利用者への虐待防止のための指針

1. 社会福祉法人慈湧会における、虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人慈湧会が運営する事業所は、職員全てが利用者の人権と個人の尊厳を最大限尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の発生の防止とともに、早期発見・早期対応に努め、虐待の種類に該当する行為及びそれに関連する不適切な行為を一切行ないません。

また、利用者への支援の中で様々な問題を当該事業所で抱え込まず、関係する機関や法人内でも連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得ることとします。

【虐待の種類】

区 分	内 容
① 身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。 （具体的な例） ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。 ・外部との接触を遮断するような行為。 ・無理やり食べ物を口に入れるなどの行為。 ・身体を縛りつける、また過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
② 性的虐待	利用者にわいせつな行為をしたり、または利用者へわいせつな行為をさせたりすること。 （具体的な例） ・利用者への性的な行為やその強要。 ・利用者の前でわいせつな発言をする。 ・異性利用者の更衣やトイレ等の場면을覗く。
③ 心理的虐待	利用者に対する暴言、拒絶的な対応その他、利用者に心理的外傷を与える言動や行為。 （具体的な例） ・暴言や威圧的な態度、嫌がらせ、舌打ち、ため息、拒絶的な対応など。 ・子供の扱いや無視、心無い言葉や行為で恥をかかせることなど。

④ 放棄・放置 (ネグレクト)	利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置等、養護を著しく怠ること。 (具体的な例) ・ 食事、排泄、入浴、洗濯等といった必要な支援や介助を行わないこと。 ・ 利用者の居室を、害虫が湧いた生活になるほど不潔な状態にしている。 ・ 病気やケガをしても受診の支援をしない。
⑤ 経済的虐待	利用者の財産を不当に処分することその他、利用者から不当に財産上の利益を得ること。 (具体的な例) ・ 本人の合意なしに、財産や金銭を処分、または使用して利益を得る行為。 ・ 本人の望む金銭の使用を理由なく制限する行為。

2. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」(以下、委員会という。)を設置します。

委員会は、基本年 2 回以上開催し、次のことを協議します。尚、虐待等が発生した場合には速やかに開催し、⑤を重点的に協議します。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、座間市への通報が迅速かつ適切に行なわれるための方法に関すること。
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
- ⑦ その他ヒヤリハット・事故報告等の検証に関すること

(2) 委員会の委員長は、法人理事長とする。委員は、法人内各事業所の管理者やサービス管理責任者(現場責任者)とし、利用者家族の代表及び第三者委員を加えることができるものとする。

(3) 法人内各事業所の虐待防止責任者は、当該事業所の管理者が務めるものとする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指針に基づき権利擁護及び虐待防止の徹底を図る内容とします。

(2) 当該指針に基づく研修は、原則年 1 回及び職員採用研修時に実施し、実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録に残すものとします。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員は、虐待を受けた利用者を目撃、あるいは虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、障害者虐待防止法に基づき市町村へ通報するとともに、サービス管理責任者（現場責任者）や虐待防止責任者（管理者）に報告をする。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

サービス管理責任者（現場責任者）や虐待防止責任者（管理者）は、虐待等が発生した場合には、速やかに座間市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

虐待防止責任者（管理者）は、法人理事長らに報告し、報告を受けた法人理事長は、虐待防止委員会の招集に合わせ、必要に応じて臨時理事会の開催について検討します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等をして見やすくするとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう、常に研鑽を図ります。

令和5年2月1日 制定